

衆議院議員 奥野総一郎



千葉県地方自治研究センターが、自治体で働く仲間のみならず、地域の課題や地方自治のあり方全体について積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

さて、残念ながら民主党が下野し、自公政権となって足かけ1年半となりました。「集団的自衛権」や「NHK会長・経営委員人事」はもとより、安倍政権は強権的で危険な方向へと日本を引きずりこもうとしています。

地方自治においても、民主党がその政策の「一丁目一番地」としてきた「地域主権改革」の看板を「地方分権」に書き換えただけでなく、その中身もこれまでの論議からは逆行するものとなっています。

民主党は地域主権改革の中で、「国と地方の協議の場」の設置や「義務付け・枠付け」の見直し、あるいは「一括交付金制度」の導入など、地方の自主性を重んじた改革を進めて来ましたが、安倍内閣は政権交代後ただちに一括交付金制度を廃止しました。

昨年の地方分権改革有識者会議の「地方分権改革の総括と展望」では「第二次地方分権改革は一つの区切りを迎える」とされ、安倍内閣が地域主権（地方分権）改革に幕引きを図ろうとしていることを反映している、とさえ思えます。

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている「義務付け・枠付け」の見直しにしても決して終わっていません。対象となる一万項目を四千項目、そこから絞って千三百項目にしました。だから、検討さえされていないものもあります。また、地方の要望に沿えていない積み残し案件もあり、引き続き検討を重ね、結論を出していかなければなりません。

もう一つ残っているのは、国の出先機関の見直し。これは第二次勧告の中で、国の出先機関改革ということでわざわざ章が設けられており「地方振興局」とか「地方工務局」という名前まで例示をして、組織改革のあり方について議論がされていました。しかし、今回の法案にはこれは含まれませんでした。

第二次勧告の中で、国から地方におろすべき権限、組織とセットで見直すことになっていたのに、組織論

がなくなって、権限論だけになってしまいました。

昨年の暮れの「当面の方針」の中では百項目を、地方におろす権限の見直しの対象として挙げていました。このうち、今回の見直しの方針の中で、六十六項目の権限を地方に渡すことになりました。しかし、このうち地方が求めていた権限移譲は、二十八項目中七項目しかできませんでした。

また、各省が国に残すとしているものについては、地方が求めても、二十二項目中九項目しか盛り込まれませんでした。安倍政権の「中央集権」志向がはっきりでていると言えます。

さらに財政措置についても、今回の一括法の中では入っていません。

権限委譲や、義務付け・枠付けの廃止がそれなりに進む中で、肝心の税財源の議論がすぼっと抜け落ちています。

一例をあげれば、自治体では非常勤職員の待遇などが大きな問題となっていますが、権限が移譲されると、移譲された側は業務が増える。そしてそれをこなすため、人員を増やしていく。しかし、財政状況が厳しい地方では正規職員はなかなか増やせず、ますます臨時職員や非常勤職員を採用して、それに頼っている。

しかし一方で、非常勤職員には期末手当や退職手当の支給が認められていません。また、通勤手当や残業手当さえも総務省通知で支給が可能とされているだけで、法定されていません。

この点はやはり法律で担保すべきであり、民主党は私も提出者の一人となっている「地方自治法一部改正案」を議員立法で提出し、臨時・非常勤職員の処遇改善を目指しています（継続審議中）。

国と地方の財源、税源の配分の見直しは、わが国の借金が1000兆円を超える財政事情の中で非常に難しいことではありますが、それでもなお、真の「地域主権」「地方分権」を実現するためには不可欠です。

そして、こうした本当の意味での改革を進めるためにも、民主党を中心にした政権を再度実現させるしかない決意を新たにしています。